

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、トレーラー運転手として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事業場の駐車場において、同僚Cとトレーラーの駐車位置をめぐる争いとなり、身の危険を感じたので、Cの頭髪をつかみ押さえ込もうとした（以下「本件事件」という。）ところ、後日、Cから頸部を痛めたという理由で治療費を不当に請求されたという。請求人は、本件事件に関連してCから暴行を受けたとして、また、Cも、本件事件において請求人から暴行を受け負傷したとして、それぞれ警察署に被害届を提出し、受理された。

請求人によれば、その後、Cから金銭を請求され、強いストレスを感じる状態が続いたことにより、同年〇月初旬から身体に違和感を覚え、同月〇日にめまいを生じたという。

請求人は、同月〇日、業務中にめまいと吐き気がひどくなったとして、D病院に搬送され、「椎骨脳底動脈循環不全」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件事件によりCから金銭を請求され、強いストレスを感じる状態が続いたことにより、本件傷病を発症したと主張しているので、以下、検討する。

(2) 請求人は、平成〇年〇月〇日にCが先にトレーラーを急接近させるという暴行を加えた旨を主張しているが、Cは、自身のトレーラーを本来の駐車スペースにバックで駐車させようとしていたものであり、その際、仮に請求人と接触しそうな事実があったとしても、バックでの運転であったことに鑑みると、意図的なものであったとは考え難い。

当審査会としては、本件事件の経緯及びその後の経過を精査するも、Cとのトラブルは請求人からの誘発行為に端を発していると認められ、また、請求人が先に暴力行為に及んでいるなど、請求人の自招行為に基づくものであると判断すべきものである。

そうすると、本件事件を契機として、請求人に発症したと主張する本件傷病についても、同僚との私的なけんかのために生じたストレスであると判断する

ことが相当であり、本件傷病が業務上の事由によるとは認められないものである。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。